

秘密厳守  
相談無料

総務省行政相談センター

# まぐみみ

どこに相談すればいいか、わからない—  
そんな時はひとりで抱えこまず、  
行政相談へ。年金、子育て、被災者支援…  
どんなお悩みも一緒に考えます

お困りごとに  
「聞く耳」  
あります!

行政相談マスコット  
キクーン

医療保険・  
年金のこと

子育てのこと

被災者支援  
のこと

雇用のこと

行政

## 行政相談委員がご相談を伺います

●あなたの困りごと、お気軽にご相談ください!●

日 時	場 所
2月12日(木) 10:00~15:00	町役場 木江支所
2月13日(金) 10:00~15:00	町役場 本庁

無料 秘密厳守 詳しくは裏面へ

# 行政相談ってなあに？

行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。



国、特殊法人の仕事などについて苦情や意見・要望を受け付け、相談者と関係行政機関の間に介在して、その解決や実現を促進(あっせん)します(関係行政機関に対して、指導、監督、命令する権限はありません。)

## 行政相談の窓口

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

来訪・手紙

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館13階

電話(行政苦情 110 番)

0570-090110

FAX

082-228-4955

インターネット

行政相談 受付

検索

## 行政相談委員



総務大臣から委嘱された民間ボランティアの行政相談委員が相談を受け付けています。

市役所、役場、公民館などで定期的に相談所を開設しています。

行政相談委員が開設する相談所の日程については、ホームページ等で御確認ください。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

お問合せ先：総務省 中国四国管区行政評価局 082-228-6173



# 「林野火災注意報・警報」の運用が始まります！

令和8年3月1日から、林野火災の予防を目的として、林野火災注意報と林野火災警報の運用を開始します。  
林野火災注意報発令中は火の使用制限の努力義務、林野火災警報発令中は火の使用制限の義務が発生し、違反すると罰則の適用があります。  
発令対象期間は、1月から5月です。

## 林野火災注意報

- 発令基準 ①か②のどちらかに該当
  - ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
  - ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表された場合
- 火の使用制限・・・努力義務  
※たき火・火入れ・草焼きは控えてください
- 罰則・・・・・・・・なし

## 林野火災警報

- 発令基準  
林野火災注意報の発令基準に加えて、強風注意報の発表や管内の火災発生状況等を勘案して発令します
- 火の使用制限・・・義務  
※たき火・火入れ・草焼きはできません
- 罰則・・・・・・・・あり

火の使用制限に違反した場合は、消防法第44条による罰則(30万円以下の罰金又は拘留)の適用があります。

### 【制限事項】

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 煙火を消費しないこと。ただし、消防長が火災の予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

## 市民の皆様へのお知らせ方法

林野火災注意報・警報が発令された場合は、次の方法により市民の皆様へお知らせします。

- 消防車両による巡回広報
- 防災メールによる配信
- 防災行政無線(大崎上島町)
- 東広島市消防局ホームページ
- 東広島市消防局公式SNS(X、インスタグラム)など

防災メールの登録は、下の二次元コードを読み込み登録手続きへ進んでください。



東広島市



竹原市



大崎  
上島町



林野火災注意報・警報の詳細はこちら

# 枯草を焼却する機会が多い1月～5月 は、火災原因の**5割以上**がたき火 です

※たき火には、農業に伴う草焼き、畦焼き、池の土手焼きが含まれます

## 【火災が発生する要因】

たき火から火災に発展する主な要因は**乾燥**と**強風**です。

**空気が乾燥**するとことで可燃物（枯草や木材）に含まれる水分量が低下し、**火が着きやすくなります。**

**強風により**、たき火の炎が大きくなり、周囲の枯草に**燃え広がりやすくなります。**  
いったん燃え広がると消火は困難です。

たき火を行う場合は、次のことを守ってください。

- 消火の準備を行う。
- 完全に火が消えるまでその場を離れない。
- 少しずつ焼却する。
- **空気が乾燥し、風が強い日はたき火を控える。** ←これが一番の火災予防対策です！！
- **たき火を行う場合は、あらかじめ消防署に届出を行う。**



出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

農作業に伴い枯草を焼却する場合は、「**火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出**」を行ってください。

なお、この届出は消防が予め火災とまぎらわしい焼却行為を把握することで、誤報による出動を防止すること、焼却行為者に対して事前に防火指導を行うことを目的としており、許可ではありません。

## 【届出方法】次のいずれかの方法で届出てください

### 書面での届出

届出書に必要事項を記載し、お近くの消防署又は分署に提出してください。

#### 【様式のダウンロード場所】

消防局予防課のホームページ  
⇒火災予防条例に関する様式

### 電子申請による届出

消防局予防課のホームページ又は下の二次元コードから申請してください。



### 電話による届出

たき火を行う日時、場所、行為者の氏名、連絡先等をお近くの消防署又は分署に連絡してください。

## 【お問い合わせ】

消防局予防課 (082-422-6341)

東広島消防署 (082-422-6567)

東広島消防署西分署 (082-428-0119)

東広島消防署高屋分署 (082-491-0119)

東広島消防署南分署 (0823-82-0119)

東広島消防署北分署 (082-432-2119)

東広島消防署東分署 (082-437-0119)

東広島消防署安芸津分署 (0846-45-0119)

竹原消防署 (0846-23-0119)

竹原消防署忠海分署 (0846-26-0420)

大崎上島消防署 (0846-65-2056)





# 令和7年 大崎上島町 火災・救急概要



● 大崎上島町火災発生件数 **3件** 前年より2件減少

1 火災件数（令和5年～） (件)

年別	火災件数	火災区分				
		建物	林野	車両	船舶	その他
令和5年	4	1				3
令和6年	5	3				2
令和7年	3	3				

2 令和7年火災月別件数 (件)

月/種別	建物	その他	備考
4月	1		東野
5月	1		中野
8月	1		中野
計	3		



● 大崎上島町救急出動件数 **419件** 前年より85件減少



搬送人員 **385人** 前年より72人減少

搬送人員385人のうち65歳以上が294人(約76%)

1 事故種別出動件数 (件)

	火災	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	急病	転院搬送	自損	その他	合計
令和6年	1	1	18	9	2	83	289	93	2	6	504
令和7年	0	0	18	3	2	71	220	95	3	7	419

※1. 14件/日

2 島内・島外別搬送人員 (人)

	島内医療機関へ搬送	島外医療機関へ搬送	搬送しなかったもの	合計
令和6年	115	342	47	504
令和7年	96	289	35	420

3 島外医療機関への搬送手段 (人)

	舟艇	ドクターヘリ	フェリー	代船	合計
令和6年	305	18	17	2	342
令和7年	264	14	10	1	289

## 「林野火災注意報・警報」の運用が始まります

令和8年3月1日から、林野火災の予防を目的として、林野火災注意報と林野火災警報の運用を開始します。発令対象期間は1月から5月です。火の使用制限が厳しくなります。気象情報には十分注意してください。

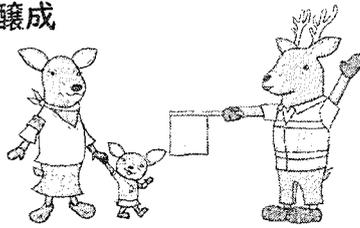
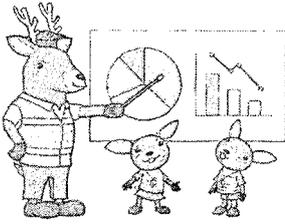
## 春季全国火災予防運動

3月1日から3月7日まで春季全国火災予防運動を実施します。この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるため、より一層火災予防について普及を図ることを目的としています。



東広島市消防局 大崎上島消防署  
TEL:0846-65-2056

①「減らそう犯罪」意識の醸成



②見守り活動の活性化



第6期アクション・プラン

神  
か  
ん  
の  
み  
ね  
峰



発行所  
竹原警察署  
大崎上島分庁舎  
0846-62-0110

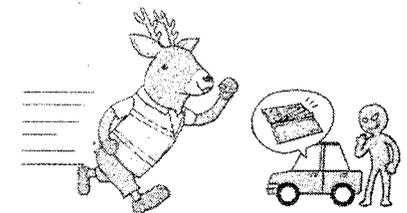
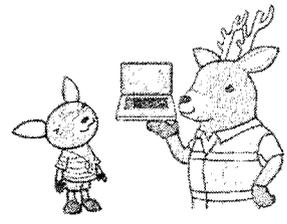
# 「減らそう犯罪」 第6期ひろしまアクション・プラン

令和8年からスタートした「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクション・プランでは、2つの推進指標と5つの重点取組を基に、「日本一安全安心な広島県の実現」を目指しています。(重点取組：イラストの①～⑤)

同プランでは、県民の皆様へ取っていただきたい行動を分かりやすく示していますので、右上のQRコードから是非御覧いただき、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動に御参加ください。

- 推進指標：
- ①刑法犯認知件数の縮減（1,2000件／年以下）
  - ②体感治安の向上（治安良好と感じる人の割合90%以上）

④詐欺被害防止対策の推進



③インターネットの安全利用の推進

⑤県民生活に不安を与える犯罪の徹底検挙

## 2/1- サイバーセキュリティ月間

3/18 月第5回広島県警察サイバーセキュリティコンサートの開催月

政府は、毎年2月1日から3月18日までの間を国民のサイバーセキュリティの意識を高めるサイバーセキュリティ月間としています。

同月間にあわせて、県民の皆様には警察音楽隊による演奏を楽しんでいただきながら、サイバーセキュリティについての関心を高め、理解を深めることができるコンサートを開催します。♪

### 🏠 第5回広島県警察サイバーセキュリティコンサート

2026年2月1日(日) 12:00(開演)～13:00 広島駅南口地下広場

♪広島県警察音楽隊による演奏♪サイバー犯罪対策課からのお知らせ  
♪広島県警察音楽隊と瀬戸内高等学校ダンス部とのコラボレーション  
※詳細は広島県警察サイバー犯罪対策課のホームページをご覧ください。

入場無料・全席自由

竹原警察署 0846-22-0110

緊急時の場合や事件の通報は110番または最寄りの警察署へ



完全  
予約制

～大崎上島町にお住まいの方へ～

## オンライン職業相談会のご案内

- ★ハローワークと大崎上島町のパソコンを使用し、オンラインで職業相談を行います。
- ★一人あたり30分まで。

日時：令和8年2月26日（木）10：00～12：00

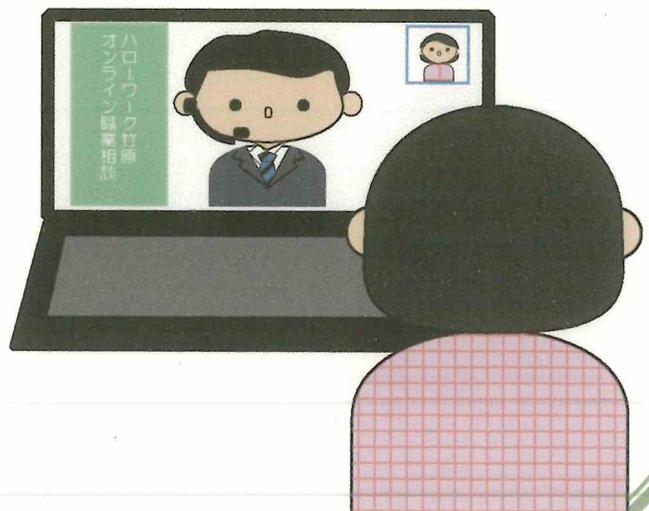
会場：大崎上島町役場本庁2階小会議室  
（豊田郡大崎上島町東野6625-1）

- ★完全予約制となっております。前日までにご予約をお願いします。
- ★ハローワークへの求職登録をされている方は相談日当日にハローワーク受付票等を持参ください。
- ★【個人情報保護】利用者の個人情報は、窓口における職業相談と同様に、職業安定法第5条の4に基づき保護されます。
- ★雇用保険の失業認定に必要な求職活動実績になります。

【お問い合わせ】

ハローワーク竹原

☎0846-22-8609





# 職員募集のお知らせ



大崎上島町社会福祉協議会では、令和8年4月採用予定のパート職員を募集します。

募集要項は下記のとおりです。

## 令和8年度 パート職員 募集要項

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 募集職種<br>(採用人数) | ◆パート職員 … ①大崎支所(事務嘱託員) 1名<br>②木江保健福祉センター(維持・清掃員) 1名                                |
| 2. 勤務時間           | ① 8時30分 ~ 17時15分 (週3日:月・水・金曜、祝日は休み)<br>② 月12日以内、1日3時間 (曜日・時間帯は相談に応じます)            |
| 3. 応募資格<br>(必要資格) | ①② 年齢不問、学歴不問。大崎上島町に住所を有する者。<br>① 普通自動車免許を有する者。簡単なパソコン操作のできる者。<br>② 普通自動車免許があれば尚可。 |
| 4. 給与等            | ① 時給 1,245円+賞与(年2回)<br>② 時給 1,245円<br>※交通費の支給あり。                                  |
| 5. 募集期間           | <u>令和8年2月6日(金)から2月19日(木)</u> の平日午前9時から午後5時まで受け付けます。                               |
| 6. 応募方法           | 採用希望者は上記期間中に社協本所へJIS規格の履歴書を提出して下さい。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)<br>郵送での申し込みも可能です。(2月19日必着)   |
| 7. 選考方法           | ①② 書類選考とし、必要に応じて面接を行う場合もあります。   |
| 8. 結果通知           | 令和8年2月末日までに応募者全員に合否結果を文書で通知します。   |
| 9. 採用予定           | この選考に基づく採用は、令和8年4月1日(水)以降に行います。   |
| 10. 個人情報の取扱い      | JIS規格の履歴書に記載された個人情報は、採用選考の実施上必要な範囲に限り使用します。                                       |

まずはお気軽にお問合せください。

【 問い合わせ先 】 社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会 本所  
( 担当 : 法人本部 藤原 )

725-0401 大崎上島町木江5-9 TEL 0846-62-1718

